

山梨県附属機関の設置に関する条例

昭和六十年三月二十九日

山梨県条例第三号

(趣旨)

第一条 この条例は、法令又は他の条例に別に定めのあるものを除くほか、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百三十八条の四第三項に規定する附属機関に関し、必要な事項を定めるものとする。

(附属機関の設置及び担当事務)

第二条 知事の附属機関として、次に掲げる機関を設置する。

山梨県総合計画審議会

山梨県生涯学習審議会

山梨県青少年問題協議会

山梨県特別職報酬等審議会

山梨県医療扶助審議会

山梨県障害者介護給付費等不服審査会

山梨県薬事審議会

山梨県精神保健福祉審議会

山梨県大規模小売店舗立地審議会

山梨県職業能力開発審議会

山梨県卸売市場審議会

2 略

3 前二項の規定により設置される附属機関の担任する事務は、別表第一の担当事務欄に掲げるとおりとする。

第三条から第三条の二 略

(組織)

第四条 附属機関は、別表第一、別表第二及び別表第三の委員の定数欄に掲げる数の委員で組織する。

2 委員は、別表第一、別表第二、別表第三及び別表第四の委員の要件欄に掲げる者のうちから、知事(教育委員会の附属機関にあつては、教育委員会。以下同じ。)が任命し、又は委嘱する。

3 委員の任期は、別表第一、別表第二、別表第三及び別表第四の委員の任期欄に掲げるとおりとする。

4・5 略

(会長等)

第五条 附属機関に、規則で定めるところにより、会長又は委員長(以下「会長」と総称する。)及び副会長又は副委員長(以下「副会長」と総称する。)を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、附属機関を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 副会長が置かれていない附属機関にあつては、会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第六条 附属機関の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、規則で定める場合を除くほか、委員の二分の一以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会等)

第七条 附属機関に、規則で定めるところにより、部会又は小委員会を置くことができる。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、附属機関の担当事務、組織及び運営等に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和六十年四月一日から施行する。

(以下、略)

別表第一(第二条、第四条関係)

一 知事の附属機関

附属機関	担当事務	委員の定数	委員の要件	委員の任期
山梨県特別職報酬等審議会	議会の議員の議員報酬の額並びに知事及び副知事の給料の額についての審議に関する事務	十人	一 県の区域内の公共的団体等の代表者 二 住民	当該諮問に係る審議の期間

山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則

昭和六十年三月二十九日

山梨県規則第八号

(趣旨)

第一条 この規則は、山梨県附属機関の設置に関する条例(昭和六十年山梨県条例第三号。

以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補欠の委員の任期)

第二条 委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第三条 略

(会長及び副会長)

第四条 条例第五条第一項の規定により、附属機関(山梨県社会福祉審議会及び感染症診査

協議会を除く。)に会長を、山梨県社会福祉審議会及び感染症診査協議会に委員長を置く。

- 2 条例第五条第一項の規定により副会長を置く附属機関及び当該附属機関に置かれる副会長の定数は、次の表のとおりとする。

3 略

附属機関	副会長の定数
山梨県総合計画審議会	六人
山梨県メディカルコントロール協議会	一人
山梨県青少年問題協議会	一人
山梨県卸売市場審議会	一人
山梨県環境保全審議会	一人
山梨県職業能力開発審議会	一人

(定足数の特例)

- 第五条 条例第六条第二項の規則で定める場合は、次の表の附属機関欄に掲げる附属機関の会議について、同表の定足数欄に掲げる数の委員が出席しなければ開くことができない場合とする。(表・抜粋)

附属機関	定足数
山梨県特別職報酬等審議会	過半数

第六条 略

(幹事)

- 第七条 附属機関に、その定めるところにより、幹事を置くことができる。

(資料の提出等の要求)

- 第八条 附属機関は、その担任する事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(意見の陳述)

- 第九条 関係行政機関の職員は、会長の許可を得て、附属機関の会議に出席し、審議事項に関して意見を述べることができる。

第十条・第十一条 略

(庶務)

- 第十二条 附属機関の庶務は、別に定めるところにより、処理する。

(委任)

- 第十三条 この規則に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が当該附属機関に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和六十年四月一日から施行する。

(以下、略)